

特別免許状「検定」出願の手続き

No	書類名	確認事項
1	教育職員免許状検定願 (第5号様式)	・手数料として免許状1件につき5,000円分の奈良県収入証紙を添付する。
★ 2	履歴書 (第2号様式)	・現職で教員として学校で勤務している場合は、所属長の証明をもらう。
3	宣誓書 (第3号様式)	・本人直筆の署名、押印
★ 4	特別免許状推薦書 (別記様式1)	<ul style="list-style-type: none"> ・出願者を教育職員に任命又は雇用しようとする者(以下「推薦者」という)が作成すること。 ・推薦書には以下の事項を必ず記載する。 <p style="margin-left: 20px;">推薦者が出願者を任命又は雇用することが学校教育の効果的な実施に必要であると認める理由等として、次の①～④までに掲げる理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ①出願者を配置することにより実現しようとする教育内容 ②出願者に対して特別免許状を授与する必要性 <p style="margin-left: 20px;">※1③出願者を任命または雇用した後に勤務校において行う研修計画 ※2④出願者が担当する教科に関する学習指導要領等の共通理解のための体制</p>
★ 5	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding-right: 10px;"> 担当する証明科目に関する書類(専門的知識経験または技能を有することを) </div> <div style="flex-grow: 1;"> <p style="text-align: center;">特別免許状推薦書 (別記様式1の2)</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p style="text-align: center;">在職証明書 (任意の様式)</p> </div> </div>	<p>(ア)【教職経験・最低1学期間以上】 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における取得しようとする特別免許状の教科に関する授業に携わった経験</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設 ②日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの ③日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの <ul style="list-style-type: none"> ●アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(略称WASC) ●アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(略称ACSI) ●グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ(略称CIS) ●スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局(略称IBO) <ul style="list-style-type: none"> ・勤務経験校と勤務予定校が異なる場合は、上記の経験について勤務経験校の推薦者が作成した特別免許状推薦書(別記様式1の2)を提出する。 ・勤務経験校と勤務予定校が同一の場合は、上記の経験について当該学校に係る勤務の状況を詳細に記載した在職証明書を作成し、推薦者の証明を受けたものを提出する。記載項目については特別免許状推薦書(別記様式1の2)に倣うこと。
	<div style="text-align: center;"> <p>在職証明書 (任意の様式)</p> </div>	<p>(イ)【社会人経験・概ね3年以上】 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国にある教育施設等におけるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の経験について、当該企業等に係る在職期間、職名、業務内容、勤務の状況等を詳細に記載すること。 ・当該実務経験を積んだ所属の推薦者の証明を受けること。 ・公的資格を有する場合は、その免許証等の写しを添付すること。
		<p>(ウ)【上記ア・イ以外で県教育委員会が認めるもの】 上記以外の実務経験等を基に特別免許状の申請を希望する場合は、事前相談の期間に関わらず、早目に県教育委員会に相談すること。</p>
★ 6	自己推薦文 (任意の様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・出願者本人が作成したものを提出する。 ・出願者が「教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者であること」を確認するための書類となるので、教員の職務を行うに当たっての心構え、教員となることで実現したい教育内容を具体的に記載する。

7	人物に関する証明書 (第7号様式)	<ul style="list-style-type: none"> 「出願者が社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者であること」を客観的に評価できる推薦者が作成したもの。 現に学校等に勤務していない場合、出願の直前に勤務していた学校等の推薦者が証明したものを提出する。
8	身体に関する証明書 (第8号様式)	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医で証明してもらう。
9	基礎資格等を証明する書類 (卒業証明書及び成績証明書)	<ul style="list-style-type: none"> 最終卒業校の卒業証明書及び成績証明書を提出する。 上記とは別に担当する教科に関する学校等を卒業している場合は、当該教科に関する専門的な知識又は技能を証明する書類として当該学校等の卒業証明書及び成績証明書を提出する。 卒業した学校が外国の学校である場合は、当該学校の卒業証明書及び成績証明書のほかに当該卒業証明書及び成績証明書を和訳した資料を提出する。
★10	正規の雇用であることを証明する書類 (採用内定通知又は合格証明書)	<ul style="list-style-type: none"> 正規の雇用であることを証明する書類を提出する。
11	返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> 免許状返送用(簡易書留)として490円分の切手を貼付した角形2号の封筒を提出する。 宛先記載(「行」ではなく「様」と記載) クリアファイル(折り曲げ防止のため1枚添付) レターバックでは損害賠償は行われられないため不可
12	本籍地・氏名の変更の事実がわかる公的証明書	<ul style="list-style-type: none"> 過去に授与された免許状、基礎となる資格に関する証明書等に記載された氏名、本籍地から変更がある場合は、現在に至る変更の内容が確認できる6ヶ月以内に取得した公的書類(戸籍抄本等)が必要。 ※氏名及び本籍地に複数回変更のある場合は、現在に至る変更の内容が確認できる書類、(改製原戸籍や以前の本籍地で発行される除籍の抄本等)が必要。 ※更新講習修了確認証明書に現在の本籍地、氏名が記載されている場合はその写しの添付でよい。

○上記申請書類の推薦者は以下の通り

大学附置の国立学校……………大学の学長
 公立の学校等(県費)……………県教育委員会の所管課長
 公立の学校等(市町村費)………市町村教育委員会の教育長
 私立の学校等……………学校等を設置する学校法人の長
 企業等……………企業等の代表

○既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者で、推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者については、模擬授業及び面接を書面(特別免許状推薦書(別記様式1の2)又は在職証明書)による確認に替え検定することとする。

※1 出願者を任命または雇用した後に勤務校において行う研修の実施計画について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。このため、市区町村教育委員会、勤務校等において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動(学級担任を含む)、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

※2 出願者が担当する教科に関する学習指導要領等の共通理解のための体制について

担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

★は予備審査時に提出すること。